【事前相談期間中の手続きの流れ】

申請者	指定調査機関	主務大臣

（1）設計調査の事前相談申請（専用フォームより）
（事前相談用設計調査申請書＋添付書類）

（2）管理番号付番の連絡＆手数料の振込案内

（3）設計調査に係る手数料の振込およびその報告

（4）振込確認と設計調査開始の連絡

（5）申請書類の確認（書類の不足・記載漏れ等）＆補正

※申請書類の内容に記載内容の不備や漏れ等があり、修正の必要が生じた場合は、修正後の書類一式を、正式な申請書類として再度ご提出いただきます。

（6）設計調査の実施

（7）事前相談結果の報告

事前相談期間（初回認定分）

- R7. 8 .25 受付開始
- R7.11.21 受付終了

事前相談期間中は、「**事前相談用設計調査申請書**」に基づき、**設計調査**を実施し、申請者に**事前相談結果（設計認定基準への適合状況）**を報告します。

正式運用開始後（R8.1.24 以降）

事前相談を行った場合は、設計調査の正式申請時に「**事前相談済みであり、申請書類の内容が事前相談時に提出したものと相違ない**」旨を「様式第３」にご記入の上でご提出下さい。

（8）設計認定（様式第１）及び設計調査（様式第3）の正式申請（管理番号付）

指定のアドレスへ同時に送付

（9）設計調査の結果通知

（10）設計認定通知（経産省から通知）